

平成28年第9回
志木市農業委員会総会議事録

平成28年9月26日

志木市農業委員会

平成28年第9回志木市農業委員会総会日程

平成28年9月26日（月）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第14号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 議案第15号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
 - (3) 議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録平成28年第9回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月26日(月)午後1時47分から午後3時05分

2. 開催場所 志木市役所 4階 全員協議会室

3. 出席委員(11人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	4番	金子 幸一
委 員	1番	矢部 幸雄
	2番	山中 榮太郎
	5番	志村 浩一
	6番	抜井 和彦
	7番	清水 和雄
	8番	大島 廣明
	10番	市之瀬 滋
	11番	小山 武英
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第14号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第15号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第4 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 八木 征利

書記 小山 貴行

7. 会議の概要

○八木事務局長

定刻前ですが皆さんお揃いですので、平成28年第9回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は11人中11人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

それでは、あらためまして平成28年第9回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

台風、雨が続いておまして、足元が悪く稲刈りが大変だった、畑に入れず秋・冬野菜の種蒔き等が遅れている、という話を多くの方から聞いております。天気が早く良くなってくれることを願うばかりです。また、委員皆様に協力いただいている荒川堤外地のコスモスですが、無事に咲き始めたところです。先日、コスモス植栽地の草刈りをと思いまして、現地へ行ったところ道路に面しているところ、一番大変なところの草刈りがされておりました。お礼等も言いたいと思いますので、どなたが行ったのか知っている委員さんがいらっしゃいましたら、お知らせいただければと思います。

○8番 大島委員

田んぼに行ったついでにやらせていただきました。

○田中会長

大島委員さん、大変なところを刈っていただき、ありがとうございました。植栽地の周りの部分については、私の方で刈らせていただきました。コスモスも、皆様のご協力のお蔭で、このままでいけば、きれいに咲いてくれるのではないかと思います。

報告ですが、8月29日、志木市議会定例会に出席いたしました。新制度における農業委員の人事案件を全て可決いただきました。同日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が行われました。参加いただきました委員さん、大変お疲れ様でした。9月1日、志木市議会定例会に出席いたしました。同月7日、市民まつり実行委員会に金子職務代理と共に出席いたしました。同月10日、宗岡コシヒカリクラブ主催の田んぼ体験事業に出席いたしました。当日は、22組83人の親子が参加し、秋晴れの中、5月に植え、黄金色に実った稲の収穫をしました。稲刈りの後、新米のおにぎりとお汁が振る舞われ、さっそく新米を味わっていました。田植えから稲刈りまで、どのようにお米ができるのか、親子で楽しく学べたことはとても良かったのではないかと思います。同月21日、志木市議会定例会に出席いたしました。

それでは、議事に入ります。

○田中会長

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、7番 清水和雄委員、8番 大島廣明委員にお願いいたします。

併せて、書記として農業委員会事務局書記の小山主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第14号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

以上、上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○八木事務局長

議案第14号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

受付番号19番。受付年月日、平成28年8月15日。申請者、志木市中宗岡■■■■■■■■■■、■■■■。申請農地、中宗岡■丁目■■■■■他1筆。面積、合計2,630平方メートル。確認委員、小山武英委員でございます。

受付番号20番。受付年月日、平成28年8月18日。申請者、志木市下宗岡■■■■■■■■■■、■■■■■■。申請農地、宗岡字大野■■■■■他11筆。面積、合計5,468.78平方メートル。確認委員、抜井和彦委員でございます。

受付番号22番。受付年月日、平成28年9月5日。申請者、志木市下宗岡■■■■■■■■■■、■■■■■■。申請農地、宗岡字大野■■■■■他15筆。面積、合計9,971.50平方メートル。確認委員、抜井和彦委員でございます。

受付番号24番。受付年月日、平成28年9月7日。申請者、志木市幸町■■■■■■■■■■、■■■■■■。申請農地、幸町■丁目■■■■■。面積、638.24平方メートル。確認委員、山中榮太郎委員でございます。

受付番号25番。受付年月日、平成28年9月9日。申請者、志木市上宗岡■■■■■■■■■■、■■■■■■。申請農地、上宗岡■丁目■■■■■他10筆。面積、合計10,315.18平方メートル。確認委員、志村浩一委員でございます。

以上です。

○田中会長

議案第14号受付番号19番について、事務局から説明を求めます。

○事務局 小山主事

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

申請人及び農地の状況につきましては、小山委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、小山委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号19番について、小山武英委員の説明、報告を求めます。

○11番 小山委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号19番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、7ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■の交差点を直進、230メートル進み、■■■■■■のところ、丁字路を左折、190メートル進んだ十字路を右折、120メートル進んだ左側と、さらに十字路を右折、50メートル進んだ右側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である中宗岡■丁目■■■■他1筆の現地を確認したところ、現在は耕耘後となっておりますが、秋まで水稻が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第14号受付番号19番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第14号受付番号19番は、可決されました。

続きまして、議案第14号受付番号20番について、事務局から説明を求めます。

○事務局 小山主事

本案件につきましても、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。証明の内容につきましては、先ほど議案第14号受付番号19番で申し上げたとおりです。

申請人及び農地の状況につきましては、抜井委員にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、抜井委員よりご説明がございます。
以上です。

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号20番について、抜井和彦委員の説明、報告を求めます。

○6番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号20番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■、■■■■■■■■、■■■■■■■■については、8ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■■■■■の交差点を左折、道なりに進み、堤外に出まして、水資源機構の管理道路を取水堰方面へ進み、取水堰前の丁字路を左折、50メートル進んだ左側2筆と、さらに50メートル進んだ左側1筆が申請地となります。申請地■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■については、9ページをお開きください。堤外に出ましたところを左折、360メートル進んだ横堤を右折、横堤の下流側を320メートル進み、右折、70メートル進んだ右側4筆と、さらに20メートル進んだ右側2筆が申請地となります。申請地■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■については、10ページをお開きください。堤外に出まして、水資源機構の管理道路を取水堰方面へ進み、取水堰前の丁字路を右折、60メートル進み、右折、190メートル進んだ右側1筆と、さらに140メートル進み、堤防のところを左折、80メートル進んだ左側1筆が申請地となります。申請地■■■■■■■■■■は、11ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■■■■■の交差点を直進、100メートル進んだ左側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である宗岡字大野■■■■他11筆の現地を確認したところ、■■■■■では、耕耘状態となっており、■■■■■■■■■では、ネギ、オクラ、ナス等の野菜が栽培されており、■■■■■■■■■他9筆では、現在は耕耘後となっておりますが、秋まで水稲が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第14号受付番号20番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第14号受付番号20番は、可決されました。
続きまして、議案第14号受付番号22番について、事務局から説明を求めます。

○事務局 小山主事

本案件につきましても、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。証明の内容につきましては、先ほど議案第14号受付番号19番で申し上げたとおりです。
申請人及び農地の状況につきましては、抜井委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、抜井委員よりご説明がございます。
以上です。

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号22番について、抜井和彦委員の説明、報告を求めます。

○6番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号22番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■、■■■■■■■■■■については、12ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■■■■■の交差点を左折、道なりに進み、堤外に出ましたところに1筆、左折し、360メートル進んだ横堤を右折、横堤の下流側を125メートル進み、右折、90メートル進み、左折、20メートル進んだ左側1筆が申請地となります。申請地■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■については、13ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■■■■■の交差点を左折、道なりに進み、堤外に出まして、水資源機構の管理道路入ってすぐ農道へ左折、300メートル進み、右折、30メートル進んだ農道がY字に分かれているところ3筆、左折し、80メートル進んだ右側1筆、左折した場所に戻っていただき、120メートル進み、左折、70メートル進んだ右側1筆、堤外に出まして、水資源機構の管理道路を取水堰方面へ進み、取水堰前の丁字路を左折、120メートル進み、丁字路のところに1筆、左折し、75メートル進んだ右側1筆、68メートル進んだ左側1筆が申請地となります。申請地■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■については、14ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■■■■■の交差点を右折、510メートル進み、十字路を右折、190メートル進んだ右側2筆が申請地となります。申請地■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■については、

15ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■■■■■の交差点を直進し、■■■■■■■■■■がある十字路を左折、60メートル進んだ右側3筆が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である宗岡字大野■■■■他15筆の現地を確認したところ、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■では、耕耘状態となっており、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■では、モッコク等植木が栽培されており、■■■■■■■■■■では、ネギ等の野菜が栽培されており、■■■■■■■■■■他10筆では、現在は耕耘後となっておりますが、秋まで水稻が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第14号受付番号22番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第14号受付番号22番は、可決されました。

続きまして、議案第14号受付番号24番について、事務局から説明を求めます。

○事務局 小山主事

本案件につきましても、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。証明の内容につきましては、先ほど議案第14号受付番号19番で申し上げたとおりです。

申請人及び農地の状況につきましては、山中委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、山中委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号24番について、山中榮太郎委員の説明、報告を求めます。

○2番 山中委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号24番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、16ページをお開きください。市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■■の交差点から防衛道路を新座方面へ進み、■■■■■■■■■■を越えて、■■■■■■の交差点を直進し、360メートル進んだ十字路を左折、50メートル進み、左折、30メートル進んだ左側が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である幸町■丁目■■■■の現地を確認したところ、キュウリ、オクラ、ナス等の野菜が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第14号受付番号24番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第14号受付番号24番は、可決されました。

続きまして、議案第14号受付番号25番について、事務局から説明を求めます。

○事務局 小山主事

本案件につきましても、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。証明の内容につきましては、先ほど議案第14号受付番号19番で申し上げたとおりです。

申請人及び農地の状況につきましては、志村委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、志村委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第14号受付番号25番について、志村浩一委員の説明、報告を求めます。

○5番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第14号受付番号25番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、17ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■の交差点を左折、■■■■■■■■■■■■■■の交差点から80メートル進んだ右側3筆と左側8筆が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である上宗岡■丁目■■■■他10筆の現地を確認したところ、■■■■■■では、キュウリ、ナス等の野菜が栽培されており、■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■■■、■■■■■■■■では、苺が栽培されており、■■■■他5筆では、現在は耕耘後となっておりますが、秋まで水稻が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第14号受付番号25番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第14号受付番号25番は、可決されました。

続きまして、(2)議案第15号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明』について

以上、上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○八木事務局長

議案第15号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

受付番号 21 番。申請人、志木市幸町■■■■■■■■、■■■■■■。買取り申出生産緑地、幸町■■丁目■■■■■■。面積、564 平方メートル。証明を要する者、■■■■■■。事由、死亡。生年月日、昭和■■年■月■日。申請人との続柄、父。事由が生じた日、平成■■年■月■日。確認委員、金子幸一委員でございます。

以上です。

○田中会長

議案第 15 号受付番号 21 番について、事務局から説明を求めます。

○事務局 小山主事

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第 10 条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では、解除する生産緑地について、■■■■■■氏が存命であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものでございます。ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

農地の状況につきましては、金子委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、金子委員よりご説明がでございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第 15 号受付番号 21 番について、金子幸一委員の説明、報告を求めます。

○4 番 金子委員

会長の指名がありましたので、議案第 15 号受付番号 21 番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。

申請地は、18 ページをお開きください。市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■■■■の交差点から防衛道路を新座方面へ進み、■■■■■■■■■■■■■■を越えて、■■■■■■■■の交差点を右折、110 メートル進み、丁字路を左折、160 メートル進んだ右側が申請地となります。

今回、被相続人■■■■■■氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、子の■■■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である幸町■■丁目■■■■■■の現地を確認したところ、サツマイモ、オクラ、ナス、里芋等の野菜が栽培されており、適正に管理されておりました。また、■■■■■■氏は亡くなる前の 3 年間ほどは、入院のため農作業はできませんでしたが、その前は、野菜栽培を中心に農業経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第16号受付番号23番について、抜井和彦委員の説明、報告を求めます。

○6番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第16号受付番号23番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、19ページをお開きください。市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■■■■■■■■■■■■■■■■の交差点を直進、■■■■■■■■■■■■■■■■■■の先の丁字路を右折、45メートル進んだ左側3筆が申請地となります。

今回、被相続人■■■■氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、子の■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である下宗岡■丁目■■■■■■■■■■他2筆の現地を確認したところ、■■■■■■■■■■■■■■■■■■では、小豆、サツマイモ等の豆類、野菜が栽培されており、■■■■■■■■■■■■■■■■■■他1筆では、マコモダケ、黒米が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、■■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第16号受付番号23番について質疑のある方の挙手を求めます。

矢部幸雄委員。

○1番 矢部委員

相続人の住所を見ますと、さいたま市となっているが、自宅はさいたま市で、農業は通いでやっているのか。

○6番 抜井委員

そうなんです。通いで農業を行っています。実家には、相続人のお母様が一人で住まれています、その内、実家に入られると思いますが、今のところは、通いでやっています。

○1番 矢部委員

農業機械等は、実家に置いてあるのか、それとも、さいたま市から持ってきているのか。

○6番 抜井委員

農業機械等は全部実家に置いてあります。

○1 番 矢部委員

分かりました。

さいたま市からでは、農業をやるのに遠いと思いましたので、どうなのかなと思い、質問しました。

○田中会長

矢部幸雄委員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、適格者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第16号受付番号23番は、可決されました。

日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第18号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第19号『農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から報告第18号受付番号15番、報告第19号受付番号23・24番について、
現地の状況について報告があり)

○田中会長

ただいまの報告第18号・19号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。

続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、10月3日月曜日、農業委員会委員任命

式後に行いますので、午前9時20分、市役所4階全員協議会室となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 小山主事

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

本日は、4点、事務連絡がございます。

1点目は、前回の総会にてお話させていただいた生産緑地買取りの斡旋についてでございます。買取りの斡旋がございました生産緑地につきまして、農業従事者から買取り希望はございましたでしょうか。

(委員全員よりなしとの回答)

それでは、買取り希望はありませんでしたとの回答を都市計画課へ通知します。

2点目は、10月の農業委員会総会についてでございます。先程、会長からお話がありましたように、10月3日月曜日、任命式終了後総会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。また、通常の総会につきましては、10月26日を予定しております。

3点目は、市民まつりについてでございます。26日、27日の役割分担、各担当につきましては、10月の総会にて決めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

4点目は、品評会の出品単位基準表の見直しについてでございます。昨年いただいた意見や農業団体等から寄せられた意見等を基に見直しを検討しておりまして、見直しをする品目、内容につきましては、お手元の資料のとおりでございます。10月に行われます産業祭実行委員会で諮りまして、見直しをする予定となっております。ご意見等がございましたら、事務局までお願いします。

以上でございます。

○田中会長

最後に一言ご挨拶をさせていただきます。お蔭様をもちまして、3年間の任期を無事に終えることができました。これもひとえに委員皆様のご尽力の賜物であると心より感謝を申し上げます。大変お疲れ様でした。また、会長として至らないところがあったと思いますが、委員皆様のご協力をいただきまして、3年間、会長職を務めあげることができました。本当に、ありがとうございました。10月より新制度による農業委員会がスタートします。今期で辞められる委員さん、引き続き務められる委員さんがおられますが、今後とも農業委員会活動にご理解、ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。結びに、皆様の今後、益々のご活躍とご多幸を祈念いたしまして、最後の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年第9回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成28年10月26日

志木市農業委員会議長 田中 満男

7 番委員 清水 和雄

8 番委員 大島 廣明